

<ショートステイ料金表> (自己負担 1割)

ショートステイぽぷら

別紙①

令和 4年10月 1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練指 導体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 27/1000	介護職員等ベース アップ等支援加算 所定単位数の 16/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	523	18	12	なし	なし	なし	553	46	15	9	658	1,680	100	3,120	5,558
要支援2	649	18	12	なし	なし	なし	679	57	19	11	809	1,680	100	3,120	5,709
要介護1	696	18	12	4	8	18	756	63	21	13	900	1,680	100	3,120	5,800
要介護2	764	18	12	4	8	18	824	69	23	14	982	1,680	100	3,120	5,882
要介護3	838	18	12	4	8	18	898	75	25	15	1,069	1,680	100	3,120	5,969
要介護4	908	18	12	4	8	18	968	81	27	16	1,153	1,680	100	3,120	6,053
要介護5	976	18	12	4	8	18	1,036	86	28	17	1,232	1,680	100	3,120	6,132

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00 までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂けません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道211円)必要となります。

★介護職員処遇改善加算★ ご利用者に直接かかわる介護職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記のA~Dを満たしている場合 **8.3%** 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

A	① 介護職員任用の際における職位・職責又は職務内容等に応じた任用等要件を定めている ② ①に応じた賃金体系について定めている ③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
B	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為の計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上につとめる ⑤ 実現の為の具体的な取り組みがある ⇒ 研修会の提供・技術指導を実施等
C	⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている
D	処遇全般・教育研修・職場環境の整備、改善など

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★介護職員処遇改善加算★ 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記の要件を満たしている場合 **2.7%** 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること

○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表> (自己負担 2割)

ショートステイぽぷら

別紙①

令和 4年10月 1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練指 導体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 27/1000	介護職員等ベース アップ等支援加算 所定単位数の 16/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料 金 (合計)
要支援1	1046	36	24	なし	なし	なし	1,106	92	30	18	1,315	1,680	100	3,120	6,215
要支援2	1298	36	24	なし	なし	なし	1,358	113	37	22	1,615	1,680	100	3,120	6,515
要介護1	1392	36	24	8	16	36	1,512	126	41	25	1,798	1,680	100	3,120	6,698
要介護2	1528	36	24	8	16	36	1,648	137	45	27	1,960	1,680	100	3,120	6,860
要介護3	1,676	36	24	8	16	36	1,796	150	49	29	2,136	1,680	100	3,120	7,036
要介護4	1,816	36	24	8	16	36	1,936	161	53	31	2,301	1,680	100	3,120	7,201
要介護5	1,952	36	24	8	16	36	2,072	172	56	34	2,463	1,680	100	3,120	7,363

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00 までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道211円)必要となります。

★介護職員処遇改善加算★ ご利用者に直接かかわる介護職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記のA~Dを満たしている場合 **8.3%** 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

A	① 介護職員任用の際における職位・職責又は職務内容等に応じた任用等要件を定めている ② ①に応じた賃金体系について定めている ③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
B	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為の計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上につとめる ⑤ 実現の為の具体的な取り組みがある ⇒ 研修会の提供・技術指導を実施等
C	⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている
D	処遇全般・教育研修・職場環境の整備、改善など

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★介護職員処遇改善加算★ 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記の要件を満たしている場合 **2.7%** 加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表> (自己負担 3割)

ショートステイぽぷら

別紙①

令和 4年10月 1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練 指導体制 加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 小計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 27/1000	介護職員等ベース アップ等支援加算 所定単位数の 16/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	食材料費 (1日)	おやつ代	滞在費 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	1,569	54	36	なし	なし	なし	1,659	138	45	27	1,972	1,680	100	3,120	6,872
要支援2	1,947	54	36	なし	なし	なし	2,037	170	55	33	2,422	1,680	100	3,120	7,322
要介護1	2,088	54	36	12	12	54	2,256	188	61	37	2,682	1,680	100	3,120	7,582
要介護2	2,292	54	36	12	12	54	2,460	205	67	40	2,925	1,680	100	3,120	7,825
要介護3	2,514	54	36	12	12	54	2,682	223	73	43	3,188	1,680	100	3,120	8,088
要介護4	2,724	54	36	12	12	54	2,892	241	79	47	3,439	1,680	100	3,120	8,339
要介護5	2,928	54	36	12	12	54	3,096	257	84	50	3,679	1,680	100	3,120	8,579

※食事代(1,680円)は、各食事ごとの値段設定となります(減免制度の場合除く)。(朝食⇒340円・昼食⇒730円・夕食⇒610円)

※おやつ代(100円/1日)は、当日AM10:00までにおやつを提供をキャンセルされた場合は頂きません。

※送迎加算(片道:184単位) ご自宅と施設間を送迎した場合、片道184単位(処遇改善加算・地域区分単価で計算すると、片道211円)必要となります。

★介護職員処遇改善加算★ ご利用者にご直接かかわる介護職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記のA~Dを満たしている場合 **8.3%**加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

A	① 介護職員任用の際における職位・職責又は職務内容等に応じた任用等要件を定めている ② ①に応じた賃金体系について定めている ③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している
B	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上の為に計画がある⇒介護職員が技術・能力の向上につとめる ⑤ 実現の為に具体的な取り組みがある ⇒ 研修会の提供・技術指導を実施等
C	⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている
D	処遇全般・教育研修・職場環境の整備、改善など

★地域区分と介護報酬1単位当たりの単価

地域区分 草津市5級地 (1単位につき 10.55円)

※ 事業所所在地を勘案し設定されているもの。

※ 地域ごとに区分を設定し1単位当たりの金額を定められたもので、草津市は5級地 となります(1単位:10.55円)

★介護職員処遇改善加算★ 介護施設で働く職員の処遇を改善するために設定されたものです。

等事業所が次(下記)の要件を満たしている場合に加算されます。

加算Ⅰ 下記の要件を満たしている場合 **2.7%**加算 (区分支給限度基準額には含まれません)

○現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること

○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること

○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<ショートステイ料金表(負担限度額認定証がある方)>

ショートステイほぶら

別紙①

令和 4年10月1日 ~

要介護度	基本料金 (1日)	サービス提供 体制強化 加算(Ⅱ)	機能訓練指 導体制加算	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	介護保険 給付費用 合計(1日)	処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 83/1000	特定処遇改善 加算Ⅰ 所定単位数の 27/1000	介護職員等ベース アップ等支援加算 所定単位数の 16/1000	地域区分 草津市:5級地 (小計)	負担 限度額 段階	食費 負担額 (1日)	滞在費 負担額 (1日)	おやつ代 (1日)	1日の利用料金 (合計)
要支援1	523	18	12	なし	なし	なし	553	46	15	9	658	第1段階	300	820	100	1,878
												第2段階	600	820	100	2,178
												第3段階①	1,000	1,310	100	3,068
												第3段階②	1,300	1,310	100	3,368
要支援2	649	18	12	なし	なし	なし	679	57	19	11	809	第1段階	300	820	100	2,029
												第2段階	600	820	100	2,329
												第3段階①	1,000	1,310	100	3,219
												第3段階②	1,300	1,310	100	3,519
要介護1	696	18	12	4	8	18	756	63	21	13	900	第1段階	300	820	100	2,120
												第2段階	600	820	100	2,420
												第3段階①	1,000	1,310	100	3,310
												第3段階②	1,300	1,310	100	3,610
要介護2	764	18	12	4	8	18	824	69	23	14	982	第1段階	300	820	100	2,202
												第2段階	600	820	100	2,502
												第3段階①	1,000	1,310	100	3,392
												第3段階②	1,300	1,310	100	3,692
要介護3	838	18	12	4	8	18	898	75	25	15	1,069	第1段階	300	820	100	2,289
												第2段階	600	820	100	2,589
												第3段階①	1,000	1,310	100	3,479
												第3段階②	1,300	1,310	100	3,779
要介護4	908	18	12	4	8	18	968	81	27	16	1,153	第1段階	300	820	100	2,373
												第2段階	600	820	100	2,673
												第3段階①	1,000	1,310	100	3,563
												第3段階②	1,300	1,310	100	3,863
要介護5	976	18	12	4	8	18	1,036	86	28	17	1,232	第1段階	300	820	100	2,452
												第2段階	600	820	100	2,752
												第3段階①	1,000	1,310	100	3,642
												第3段階②	1,300	1,310	100	3,942

その他の介護報酬加算利用料金表

ショートステイばぶら

* 下記の加算は、発生時に加算されるものです。

加算項目	加算内容のご説明	1割負担額/日
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合に算定します。 1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として算定します。	8単位/回
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者をご利用された場合に算定されます。	120単位
送迎加算	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。通常事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費(通常の事業実施地域を超えた地点から10km未満は片道300円、10km以上は片道600円)をご負担頂きます。	184単位(片道)
医療連携強化加算	急変の予想や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡回(おおむね1日3回以上の頻度)や、主治医との連絡がとれない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行う等の要件を満たした場合に加算されます。	58単位
緊急受入体制加算	認知機能障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状があり、医師が判断した場合に算定されます。	200単位 (7日間限度)

加算項目のご説明

加算項目	ご説明	
サービス提供体制強化加算 I	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、ショートステイ専属職員の80%以上が介護福祉士資格取得され、かつ勤続10年以上の介護福祉士取得者が35%以上配置されている場合に加算されます。	
サービス提供体制強化加算 II	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、ショートステイ専属職員の60%以上が介護福祉士資格を取得している場合に加算されます。	
サービス提供体制強化加算 III	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、ショートステイ専属職員(看護・介護職員)の75%以上が常勤職員の場合に加算されます。	
夜勤職員配置加算	要介護度の高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、介護が困難なものに対する質の高いケアを実施する観点から、基準を上回る夜勤職員を配置している場合に加算されます。	
看護体制加算 I	入所者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。	
看護体制加算 II	上記看護体制加算 I の算定要件に加え、プラス1人以上看護職員を配置しており、かつ協力病院等との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合に算定されます。	
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び糖尿病食等特別な内容を有する食事を提供した場合に算定します。	
若年性認知症利用者受け入れ加算	若年性認知症利用者をご利用された場合に算定されます。	
緊急受入体制加算	当該日に利用することが予定されていない利用者を緊急に受け入れた場合に算定されます。	
送迎加算	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。	
機能訓練指導員体制加算	機能訓練指導員の職務に従事するものを常勤換算で1名以上配置している場合に算定されます。	
介護職員処遇改善加算 I	利用者様に直接関わる介護職員の処遇を改善するために設定されたもので、当事業所が次の要件を満たしている場合に加算される。(区分支給限度基準額には含まれない) 下記のA～Dの条件を満たしている場合に加算される。 (A) ① 介護職員任用の際における職位・職責または職務内容等に応じた任用等要件を定めている。 ② ①に(応じた賃金体系)について定めている。 ③ ①②の内容について就業規則等の明確な根拠規定を文書で整備し、全ての介護職員に周知している。 (B) ④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための計画がある ⇒ 介護職員が技術・能力の向上に努める。 ⑤ 実現のための具体的な取り組みがある⇒研修会の提供・技術指導の実施等 (C) ⑥ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。 (D) ⑦ 処遇全般・教育研修・職場環境の整備・改善など	所定単位の 83/1000
介護職員等特定処遇改善加算 I	介護施設で働く職員の処遇を改善する為に設定されたもので、当事業所が次の要件を満たしている場合に加算される。(区分支給限度基準額には含まれない) ○現行の介護職員処遇改善加算(I)から(III)までを取得していること ○併設本体施設において介護職員等特定処遇改善加算Iを取得していること ○介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること ○介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること	所定単位の 27/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護施設で働く職員の処遇を改善する為に設定されたもので、当事業所が次の要件を満たしている場合に加算される。(区分支給限度基準額には含まれない) 算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。 処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること。 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件とする。	所定単位の 16/1000

その他介護保険サービス外の利用実費負担

加算項目	加算内容のご説明	ご負担額
理美容サービス	理美容サービスをご希望された場合	実費相当額 (2,100円～)
貴重品管理サービス	金銭などの管理を施設に依頼された場合	1ヶ月 1,000円
レクリエーション・行事参加実費	レクリエーション・行事等に参加された場合	実費相当額
複写物の交付	複写物や証明書類などが必要になった場合	1枚10円/ 証明1通1500円 (+消費税)
特別な食事	通常の食事とは別に提供された場合	実費相当額
ご家族宿泊費	ご希望によるご家族のご宿泊の場合	実費相当額 (1日1,500円 (+消費税)～)
電化製品持込費	居室内への電化製品持込の場合	機種別による

1. 高額介護サービス費の支給について

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担いただいております。
高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、超えた分が払い戻される制度です。

■利用者負担段階別要件と自己負担の上限額

利用者負担段階	所得要件	資産要件	自己負担上限額
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税生活保護受給者等	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)	15,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)	
第3段階①	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)	24,600円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)	
第4段階～	本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 本人が市民税課税の方 配偶者が市民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む)	年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
		年収約770万円以上約1,160円未満	93,000円
		年収約1,160万円以上	140,100円

※ 負担限度額の対象要件に当てはまっても、**12**のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

- 1 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- 2 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

2. 施設入所による「居住費・食費」の負担限度額

介護老人福祉施設の入所や、ショートステイ(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)の利用時に所得の低い方の負担が重くならないよう『居住費』『食費』に負担限度額を設定します。なお、負担限度額は所得状況等により設定された「利用者負担段階」によって異なります。また、軽減を受けるには申請が必要となりますので、草津市役所介護高齢課にてお手続きください。

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	600円
第3段階①	1,310円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,300円
第4段階	3,120円	1,680円

3. 高齢者夫婦世帯などの軽減

利用者負担第4段階の高齢夫婦世帯などで一方が入所し、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合などに、以下の全ての要件に該当する場合は居住費(滞在費)・食費が引き下げられます。

- 1 市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身者は含まない)
- 2 世帯員が、「ユニット型個室」「ユニット型準個室」「従来型個室」に入り、利用者負担段階第4段階の居住費・食費を負担している
- 3 世帯の年間収入から、施設の利用者負担を差し引いた額が80万円以下
- 4 世帯の預貯金等の額が450万円以下
- 5 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- 6 介護保険料を滞納していない